平成２９年（フ）第２２５２号
札幌市東区北９条東14丁目２番24号　希望ハウス101号
債務者　佐々木吉晴
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３０号
札幌市東区北31条東５丁目１番17号　メゾン・ド・ノウド101号
債務者　佐藤なつ美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４６号
札幌市西区発寒６条８丁目６番15号　メゾン発寒Ｂ棟１号
債務者　菊川真奈美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―1203号
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０号
福島県大沼郡会津美里町吉田字仁王17番地、前住所福島県大沼郡会津高田町字外川原甲4260番地19
債務者　長嶺　時子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
群馬県佐波郡玉村町大字板井868番地32
債務者　持田千枝子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９２号
群馬県前橋市下小出町２丁目13番地３　ドリームハウスツノダ　201号
債務者　重倉　令子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３００号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1200―１、住民票上の住所群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町431番地４
債務者　天神工芸汪江こけしこと　神保　恵子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３０１号
群馬県前橋市広瀬町３丁目28番地２　10―205号
債務者　畠山　末治
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1842番地３
債務者　関本　　章
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1842番地３
債務者　田中　絹代
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２０号
群馬県前橋市川曲町482番地１
債務者　石坂　文雪
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２１号
群馬県前橋市川原町１丁目21番地３　フローラ　207号
債務者　反町美智子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２７号
群馬県伊勢崎市三室町5757番地１　ＣＯＣＯＯＮ11ＭＩＭＵＲＯ307
債務者　神嶋　　潔
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３２８号
群馬県伊勢崎市三室町5757番地１　ＣＯＣＯＯＮ11ＭＩＭＵＲＯ307
債務者　神嶋いづみ
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６０８号
埼玉県所沢市中新井２丁目374番地の１　ファンシャーズコートＡ―102、前住所埼玉県所沢市大字牛沼342番地の28　サンクレイドル航空公園502
債務者　平山　昌夫
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部